

吉野川市子育て世帯訪問支援事業業務実施事業者募集要項

1 事業の名称 吉野川市子育て世帯訪問支援事業

2 事業実施期間 契約の日から令和9年3月31日

3 対象地域 吉野川市全域

4 事業の目的

家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐため、訪問支援員が訪問して家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事及び育児・養育等の支援を行うことを目的とする。

5 事業の概要

吉野川市（以下「委託者」という。）は、上記業務を子育て世帯訪問支援事業登録事業者（以下「受託事業者」という。）に委託して実施するものとする。

委託業務の実施に当たっては、吉野川市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に準じ適切に行うとともに、この事業の利用者が養育及び子育て支援の必要な家庭であることを十分自覚し、利用者への安全配慮、サービス提供には特に意を用いて遂行する。

6 業務の仕様

別紙「吉野川市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」のとおり

7 応募要件

事業の実施に対して意欲を有し、かつ児童福祉に理解をもつ事業者であって、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のすべてに該当しないこと。
- (2) 吉野川市暴力団排除条例(令和元年吉野川市条例第44号)第2条第1号から第3号に該当しないこと。
- (3) 吉野川市に納税義務を負っている場合、その納付すべき市税に滞納がないこと。
- (4) 本市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する事業者
 - (ア) 介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項及び介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)第114条の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている者
 - (イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17年法律第123号)第36条第1項及び障害者総合支援法施行規則(平成18年厚生労働省

令第19号)第34条の7の規定に基づき居宅介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている者

(ウ) 事業の安定した運営及び適切な事業実施が確保できると認められる社会福祉法人等

(6) 本事業の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき業務を実施するために必要な体制を備えており、業務を計画的かつ的確に遂行できること。

8 応募について

(1) 募集スケジュール

- ① ホームページでの公募開始 令和8年4月1日(水)
- ② 応募書類提出受付 令和8年4月1日(水)～令和8年4月15日(水)
- ③ 審査結果通知予定 令和8年4月下旬頃
- ④ 委託契約予定日 令和8年4月1日(水)

(2) 提出方法

提出書類を、吉野川市こども家庭センターまで持参または郵送とする。

郵送の場合、配達がされたことが証明できる方法とすること。

(3) 提出期限 令和8年4月15日(水)

(4) 提出書類

- ① 子育て世帯訪問支援事業登録申請書(様式第1号)
- ② 子育て世帯訪問支援事業事業者申請にかかる誓約書(様式第2号)
- ③ 事業者の概要(様式第3号)
- ④ 指定書の写し(指定居宅サービス事業者又は指定障害福祉サービス事業者の場合)又は法人等の概要がわかるもの
- ⑤ 定款又は登記事項証明書

9 審査等

書類審査等の上、結果を通知する。

子育て世帯訪問支援事業の実施事業者として本市が適当であると判断した場合、登録事業者として登録し委託契約締結のうえ業務を実施する。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、その者とは契約を締結しない。

- (1) 6の応募要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く)

- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (7) 応募に際して不正行為があった場合

11 その他

- (1) 提出書類は審査結果に関わらず返却しない。
- (2) 提出書類の作成等、応募に要する費用はすべて応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、当該審査以外の目的で応募事業者に無断で使用しない。

— 連絡先及び応募書類提出 —

〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115-1
吉野川市 健康福祉部 こども家庭センター
電話：0883-22-2267 FAX：0883-22-2245
e-mail：kodomom@yoshinogawa.i-tokushima.jp